知的財産法〈B27A〉

配当年次	3・4年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	麻生 典
文責 (課題設題者)	麻生 典
教科書	指定 角田 政芳・辰巳 直彦『知的財産法』[第 9 版] 以降(有斐閣)

*2021年度より教科書変更

《授業の目的・到達目標》

知的財産法分野の個別の法律が規定する内容と法の目的に関する基本的な知識を身につけ、さらに法律相互の関係を俯瞰して、現在の日本における知的財産保護がどのような姿をしているのか、それはどのような理由によるものかを理解し、今後も続くであろう法改正にあたっても、自ら背景を理解し、アップデートする力をつけることを目的とします。

《授業の概要》

近年、経済社会における重要性が増大しているものとして注目される知的財産法分野ですが、「知的財産法」という法律が存在しているわけではなく、著作権法、特許法、商標法など、知的創作物や流通上の標識といった無体物を保護する法律群の総称を「知的財産法」と呼んでいるものです(「知的財産基本法」という法律はありますが、どのような権利を対象とし、どのような施策を行うかについての基本方針を定めているものであり、具体的な権利の内容等について定めたものではありません)。知的財産法領域の法律自体は、明治時代に端を発するものも少なくありませんが、特に1990年代後半からの政策転換により、重要視されるようになりました。また、急速な社会の変化や国際的ハーモナイゼイションの流れに応じるため、頻繁に法改正が繰り返されている分野でもあります。

まずは、各法律の有する目的と保護の対象の異同、保護される権利の内容やその制限、どのような行為が権利侵害に該当し、それに対しどのような救済が規定されているのか、という基本的な知識を身につける必要があります。しかし、単に現行規定の内容を知るのみならず、各々の共通点・相違点がどこから生じているのか(本質的なものか専ら政策的なものか、政策的なものであるとしても、どのような考慮の下に規定されているのか)といった背景について理解すること、そしてその法規定の解釈がどのようになされ、どういった議論が生じているのかを理解することが、今後の知的財産法分野の変動に対応していくためにも不可欠です。これらの点に留意して学んでいただきたいと思います。

《学習指導》

民法を既に履修していることが望ましいが、条件とはしない。民法以外にも、商法、民事訴訟法、経済 法、刑法等、他の法分野についても、各自、必要に応じて学習されたい。

また、法改正が頻繁になされる分野なので、必ず最新の条文を参照すること。また、法改正の動きにも 留意して欲しい。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

知的財産法〈B27A〉

知的財産法〈B27A〉【新版·旧版共通】

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題【基礎的な問題】

「明細書」及び「特許請求の範囲」が果たす役割について説明しなさい。

第2課題【基礎的な問題】

Aは音楽著作物の演奏歌唱が納められた CD を他人に貸与しようとしている。

- (1) Aの行為が著作権法上の権利侵害に当たらないための要件の一つとして「公表された著作物であること」が挙げられる。本件音楽著作物が「公表された」といい得るには、どの様な条件を満たせばよいかを説明しなさい。
- (2) A の行為が著作権法上の権利侵害に当たらないために、「公表された著作物であること」以外に 満たすべき要件を全て挙げ、それぞれを簡潔に説明しなさい。
- (3) Aの行為が著作権法上の権利を侵害する場合に、①誰の、②どのような権利を侵害し、③それ に対してどのような請求がなされる可能性があるかについて説明しなさい。

第3課題【応用的な問題】

知的財産権の保有者が、その権利の対象となるものを自ら譲渡した場合、対象物に特に変更を加える 行為がなされない限り、権利者は、その譲受人が対象となるものを転々譲渡する行為には、知的財産権 を行使することができないと解されている。そのための規定または解釈としてどのようなものがある か、それぞれ比較しながら説明しなさい。

第4課題【応用的な問題】

商品のデザインを保護するには、法律上、どのような方法によることができるか。各々の異同を比較して説明しなさい。さらに、それらは重畳的に適用しうるか否か、それはどのような理由によるものかについて説明しなさい。

〈推薦図書〉

中山	信弘	『特許法』〔第 4 版〕(2019 年)	弘文堂
中山	信弘	『著作権法』〔第3版〕(2020年)	有斐閣
高林	龍	『標準 著作権法』〔第 4 版〕(2019 年)	有斐閣
高林	龍	『標準 特許法』〔第7版〕(2020年)	有斐閣
茶園	成樹	『商標法』〔第2版〕(2018年)	有斐閣
茶園	成樹	『不正競争防止法』〔第2版〕(2019年)	有斐閣
茶園	成樹	『意匠法』〔第2版〕(2020年)	有斐閣

知的財産法〈B27A〉